

15 悪臭防止法に基づく規制地域等

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域

(平成29年3月末現在)

市 町 村	指定年月日	最終変更年月日	市 町 村	指定年月日	最終変更年月日
宮 崎 市	S50. 1. 1	H23. 4. 1	三 股 町	S54. 9. 1	H 9. 4. 1
都 城 市	S50. 1. 1	H28. 4. 1	高 原 町	S54. 9. 1	H 9. 4. 1
延 岡 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	国 富 町	S55. 4. 8	H21. 3. 31
日 南 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	綾 町	S52. 6. 1	-
小 林 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	高 鍋 町	S50. 1. 1	H 8. 4. 1
日 向 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	新 富 町	S52. 6. 1	H26. 9. 18
串 間 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	川 南 町	S54. 3. 1	-
西 都 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	都 農 町	S52. 6. 1	H10. 4. 1
えびの市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	門 川 町	S52. 6. 1	H 9. 4. 1
			高千穂町	S52. 6. 10	H 8. 4. 1

(2) 敷地境界線における規制基準

単位：ppm

物質 地域	アンモニア	メチル メルカ プタン	硫化 水素	硫化 メチル	二硫化 メチル	トリメチル アミン	アセト アルデヒド	プロピオン アルデヒド	ノルマル ブチル アルデヒド	イブチル アルデヒド	ノルマル バレル アルデヒド
A地域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
B地域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
C地域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

物質 地域	イソ バレル アルデヒド	イソ ブタノール	酢酸 エチル	メチル イブチル ケトン	トルエン	スレン	キシレン	プロピオン 酸	ノルマル 酪酸	ノルマル 吉草酸	イソ 吉草酸
A地域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
B地域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
C地域	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

(注) A地域、B地域、C地域は、原則として下記によって指定しています。

A地域：主に住居の用に供する地域及び商業の用に供する地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除きます。

B地域：主に工業の用に供する地域及び臭気に対する順応のある地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除きます。

C地域：指定地域のうち、A及びB地域以外の地域です。

宮崎市の区域については、宮崎市長が定めた臭気指数による規制基準が適用されます。